

第2回 私たちの専門は、つながり、支えること—東京パブリック後編—

公設事務所運営特別委員会委員

東京パブリック法律事務所

野原 郭利 (65 期)

1 外国にルーツを持つ人たちと 司法アクセス

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で、誰もが苦しい状況にある。その厳しさの中で、一番しわ寄せを受けているのは、自分から声を上げることが難しい人々だ。外国にルーツを持つ人たちもその一例だ。文化の問題、言語の問題、相談先についての知識もない。いざ相談しようにも経済的にも苦しい。そうした人々が守られ、安心を得るためには、そのための人と場が必要だ。

東京パブリック（以下「東パブ」という）は、10年前に、公設事務所の中で初めて、外国籍の方への専門的対応をする外国人・国際部門（FISS）を設立した。外国人事件を扱う弁護士は少しずつ増えている中、今私たちが担うべき役割は何か。

2 コロナ禍で苦境に直面する留学生

Mさんは、ミャンマーから来た留学生だ。日本語学校を卒業し、さらに専門学校でも勉強して、卒業を目指していた。授業も欠かさず出席して、成績も優秀だった。しかし、コロナの影響から、アルバイト先の飲食店が短縮営業を余儀なくされた。そのためシフトの時間も削られた。さらに、ミャンマーでの軍事政権のクーデターに伴う政情不安も相俟って、家族からの援助も減少し、Mさんは学費を払うことが困難となった。専門学校から即時に学費全額の支払いを求められ、それができなければ単位を認めず卒業させないと言われているとのことであった。このことは、留学生として日本で在留を続けられないことも意味している。

Mさんやその家族にとって、日本に留学すること

はかねてからの夢であった。それに向けたたくさんの努力と負担を負ってここまで来た。しかし、このままでは、多額の借金を負ったまま、日本から離れて軍事政権下のミャンマーに帰国せざるを得なくなる。新型コロナという災害の影響は誰にも及ぶ。しかし、災害はいつでも弱い立場の人に重くのしかかる。Mさんの夢は、その重みで今にも壊れようとしていた。

生活にも困っていたMさんは、チラシを見て、近所で開かれていたフードパントリー（食料配布）にやってきた。そして、そこで私と会った。私はそこでMさんから事情を聞き、すぐに受任し、学校側との交渉を行った。弁護士が代理人となったことを伝え、学校側の対応は軟化した。結果、授業料の大幅な分納が認められることになった。本人は弾んだ声で「今までと学校の対応が全く違ったよ」と喜んだ。

先の相談会場には、社会福祉協議会の職員もあり、私との相談に同席していた。Mさんは、社協職員から、コロナに伴う困窮世帯に支給されている助成金の案内を受け、分納が認められた学費について、これを利用して支払うことになった。

こうして、Mさんは今年の3月で卒業できる見込みとなった。夢見ていた日本でのキャリアも諦めずに済んだ。今後は、仕事が内定した段階で、在留資格を変更する手続を援助する予定となっている。

3 支える仕組みの構築

Mさんのケースは、弁護士としては、簡易な事案だ。介入後、交渉はすぐにまとまった。しかし、そこに辿り着かず、取り返しのない苦境に陥って

しまう人も少なくない。外国人の方の相談を受けていると、会社で明らかに整理解雇と思われる対応が、判例上の要件も満たさないままに乱暴に行われ、解雇の対象として真っ先に外国籍の方が選ばれているケースもよくある。学校でも職場でも、在席の資格を失うことが、在留資格とも直結してしまうリスクがある。不当な対応でも、それを入管などに知られることで、帰国を余儀なくされるのではないかと危惧して、泣き寝入りしているケースも少なくない。

どうやったら彼ら彼女らの司法アクセスを保障できるのか。彼ら彼女らに合わせた場や仕組み作りが必要だ。

先ほど私のような弁護士や、社協が同席するフードパントリーの場にMさんが来たと述べた。実は、これもそうした試みの一つだ。2021年度から、東パプは、国際NGOと、豊島区社協と連携した助成金のプロジェクトに参画している。豊島区在住の外国籍の困窮世帯の方を中心に、フードパントリーを行い、困りごとの聴き取りを行っている。継続的な支援が必要な方には、私たちが法的支援（在留資格

等の行政事件への対応、離婚や債務整理といった民事事件への対応）をし、社協やNGOが生活支援（各種の行政手続・制度利用の援助、家計支援等）をするという包括的な支援を実現するというスキームだ。現在までに、10回近くフードパントリーやその他のイベントを実施し、200名以上の困りごとの聴取、その後のサポートを行ってきた。助成金を利用することで、私たちにとっても持続可能な取り組みとなっている。

4 「つながる」という専門性

Mさんの事件だけではないが、外国籍の方の事件に取り組む中では、法的な支援だけでなく、生活支援を含めた包括的な支援が必要であることをしばしば実感する。Mさんの場合、授業料の分納を認めてもらっても、社会保障の制度自体の知識や、それを実際に活用するための援助なくしては、解決には至らない。常に問題になり得る在留資格についても、更新・変更の際には、その方の生計が問われることになる。就労の許可が得られない人であれば、今日その日を無事過ごすこと自体にも困難が伴う。こうした課題に対して、地域の多様なメンバーがチームで包括的に関わることで解決できることも多い。

外国にルーツのある人たちの事件に取り組む専門性にも、様々なものがある。現在のFISSが持つ専門性は、こうした地域と連携しながら、これまでつながることの難しかった人たちにもリーチしていける、そんな専門性だと自負している。これからも、地域に根付いた駆け込み寺として、誰にでも開かれた事務所となれるよう、尽力していきたい。



フードパントリーの様子